

議案第 6 号

十勝環境複合事務組合の解散の件

地方自治法第 288 条の規定により、平成 30 年 3 月 31 日をもって、十勝環境複合事務組合を解散しようとするものであります。

平成 29 年 6 月 1 日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

説 明

十勝環境複合事務組合の解散の協議について、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。